

平成 28 年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等 (詳細版)

平成 29 年 6 月 1 日
中 小 企 業 庁

はじめに

中小企業庁では、親事業者に対する書面調査や立入検査の実施、これらの結果を踏まえた改善指導や公正取引委員会への措置請求など下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処等を行っているところであり、平成 28 年度の下請取引の適正化のための取り組みは、以下のとおりである。

1. 下請代金法に基づく取締状況

(1) 書面調査等の状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請代金法の違反行為の把握に努めており、「下請代金の不当な減額」、「支払遅延」などの下請代金法上の 11 の禁止行為（以下「実体規定関係」という。）に該当する行為や発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務等（以下「手続規定関係」という。）に違反している事実等が確認された場合には、親事業者に対して指導を行い、減額した下請代金の返還、遅延利息を含めた下請代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたところである。

平成 28 年度には、親事業者 45,507 社（平成 27 年度 45,551 社）に下請事業者 255,277 社（同 157,735 社）を加えた計 300,784 社（同 203,286 社）に対して書面調査を実施した。

また、中小企業庁及び地方の各経済産業局では、下請事業者から下請代金法に違反するおそれのある事業者についての情報提供・申告の受付を随時行っており、平成 28 年度は 129 件（同 102 件）を受け付けた（〔表 2〕参照）。

(2) 立入検査による改善指導の状況

平成 28 年度は 1,006 社（平成 27 年度 1,053 社）に対して立入検査を実施し、そのうち 900 社（同 955 社）に対して書面により改善指導を行った（〔表 2〕参照）。

また、違反が認められた親事業者のうち 296 件に対しては、減額した下請代金、支払遅延に係る遅延利息等について、合計で約 230 百万円（同 216 百万円）の返還を指導した（〔表 3〕参照）。

違反の内容としては、実体規定関係の禁止行為の違反として「支払代金の支払遅延」、「下請代金の減額」が、また、手続規定関係の義務違反として発注時の書面の不備や未交付が多く見られ（〔表 4〕及び〔別紙 1〕参照）、これら禁止行為や義務違反に対し、改善指導を行った。また、下請代金法の違反行為が今後生じることのないよう、これらの親事業者に対して、社内における体制整備など再発防止についての指導を行った。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）及び下請代金法の間で密接な協力体制を構築することにより、より効果的で効率的な運用を確保することとした。

[表 2] 下請代金法の運用状況

年度 事項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
書面調査・申告	264,735	240,688	203,388	300,913
うち申告	65	63	102	129
指導文書発出	9,847	7,096	7,933	7,872
立入検査等	1,090	1,115	1,053	1,006
改善指導措置	990	999	955	900
公取委への措置請求	1	1	0	0

[表 3] 減額した下請代金の返還、支払遅延に係る支払遅延利息等の支払状況

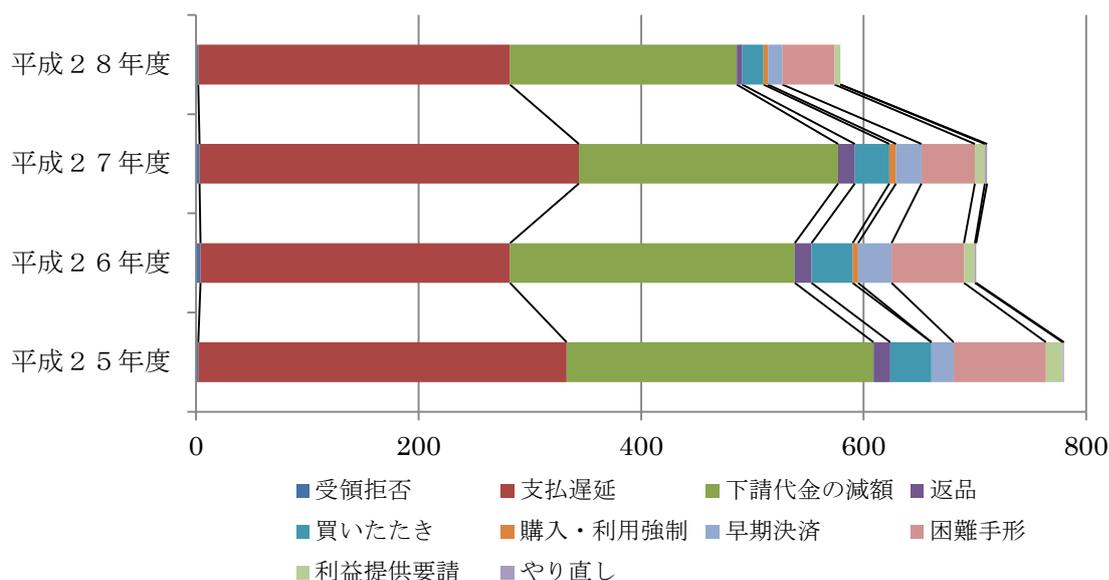
年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
返還額（百万円）	472	211	216	230
親事業者数	319	288	270	296

[表 4] 改善指導措置の内訳

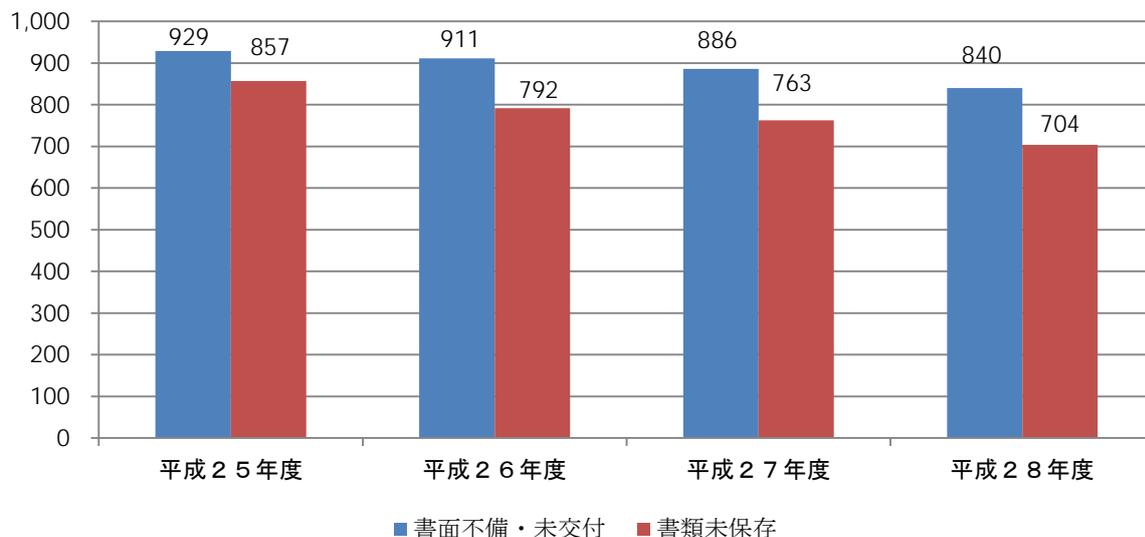
（単位：件）

年度 内訳	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実体規定違反合計	780	701	711	579
受領拒否	2	4	3	2
支払遅延	331	278	341	280
下請代金の減額	276	256	233	204
返品	15	15	15	5
買ったとき	37	37	31	19
購入・利用強制	0	5	6	4
報復措置	0	0	0	0
有償材の早期決済	20	30	23	13
困難手形	83	65	48	47
利益提供要請	15	10	9	5
やり直し	1	1	2	0
手続規定違反合計	1,786	1,703	1,649	1,544
書面不備・未交付	929	911	886	840
書類未保存	857	792	763	704

[表 5] 改善指導措置における実体規定関係違反件数の推移



[表 6] 改善指導措置における手続規定関係違反件数の推移



2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

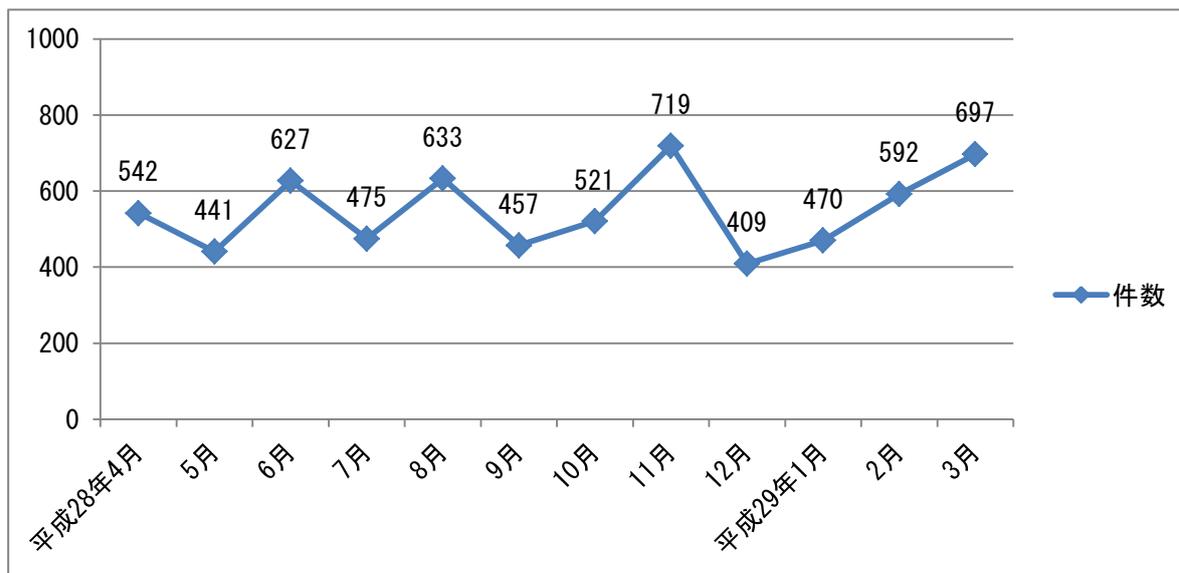
企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成 20 年 4 月、財団法人全国中小企業取引振興協会（現在は公益財団法人）と全国 47 都道府県下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。これまで、全国の中
 小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

(1) 下請かけこみ寺の相談受付件数

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。平成 28 年度の相談実績は 6,583 件（平成 27 年度 5,825 件）となっており、その内容は「下請代金法」に関する相談件数が 812 件（同 678 件）、「建設業」に関する相談件数が 1,395 件（同 1,295 件）、「その他」(※) が 4,376 件（同 3,852 件）となっている。

(※) 法令に関する質問等。

[表 7] 下請かけこみ寺相談件数（月次実績）



また、弁護士による無料相談を、平成 28 年度は 627 件（平成 27 年度は 743 件）受け付けている。

【相談事例】

A 社は、B 社から精密機器の圧力関係部品の製造を受託した。しかし、その後、設計変更があり、金型製作と量産加工の新たな受注を得たが、B 社でこの金型の費用を償却するために A 社との間の単価を大幅に値引きしたいと伝えてきた。その際、単価を値引きする代わりに、取引後に償却分を返金するとの約束が口頭であったので、A 社は受注に応じることにした。ところがその後、取引が終了しても、B 社は、「そんな約束はしていない」と主張し、話し合いにならない。どうにか値引き分を回収したい。

(助言と解決例)

下請代金法が適用される取引であると思われるので、公的機関に相談したらどうかと伝えた。公的機関からは、下請代金法で禁止されている「買ったとき」(単価の決定にあたっては、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価相当と認められない下請代金の額を決定することは、親事業者の『禁止行為』に該当するおそれがある。)との回答があった。

そこで、その内容などを親事業者の交渉担当者に伝えたらと、助言をし、それを受けて、A社がB社と交渉したところ、値引分の一部については支払いがあり、残りについても今後、話し合いをしていくことでB社と合意ができた。

(2) ADRの実施

全国の弁護士約 170 名を「下請かけこみ寺」に登録し、本部が主導して各地でADR（裁判外紛争解決手続）を行い、平成 28 年度は 21 件（平成 27 年度 17 件）の案件に対応した。

【調停事例】

A社は、B社から電子部品製造装置の製造委託を受け、納品したところ、要求した性能が満たされていないとの理由で、代金 3,500 万円に対して減額を要求されている。

(和解内容)

取引事業者の資本金区分と、取引内容から、下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」のおそれがあることを踏まえ、A社はB社の発注、指示に問題があったと申立てた。B社は装置性能に対しては、A社に責任があると主張していたが、調停人より「双方の言い分はわかるが、冷静に話し合ってはどうか」との助言があり、調停人を交えて当事者が話し合ったところ、4ヶ月間の調停を経て、B社が和解金として 2,500 万円を支払うことで、和解が成立した。

3. 下請取引適正化の推進

(1) 講習会等の開催

① 下請代金法講習会

下請代金法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を対象として講習会を開催した（[表 8] 参照）。

② 下請取引適正化推進月間（11 月）

下請代金法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環及び中小企業向けの年末対策の一つとして、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

平成 28 年度は、「下請取引適正化推進月間」を効果的に PR するため、応募作品の中から、特選 1 点、入選 4 点を決定。特選作品の「**下請けの 確かな技術に 見合った対価**」をキャンペーンの標語として、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底するための下請取引適正化推進講習会の開催等下請代金法の周知を図った（[表 8] 参照）。

③下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2016

下請取引適正化推進シンポジウム 2016（東京、大阪、名古屋、札幌、熊本）及び下請取引適正化セミナー（仙台、富山、岡山）を開催し、企業の調達担当者等が参加した。

シンポジウムでは、下請代金法とコンプライアンスの取組に関する基調講演や、コンプライアンス（下請代金法遵守など）の強化に取り組む企業からの先進事例の紹介、さらにはコンプライアンス強化と取引適正化に向けた望ましい社内体制の在り方をテーマに企業法務部等の代表者や弁護士等によるパネルディスカッションを行い、法令遵守の重要性について活発な議論が行われた。また、セミナーでは、下請代金法とコンプライアンスの取組に関する基調講演や親事業者の法務部等の代表から、下請取引の適正化の取組事例が紹介された（〔表 8〕参照）。

〔表 8〕講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
● 下請代金法講習会	366 回	6,635 名
● 下請取引適正化推進講習会	31 回	4,505 名
● 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー	8 回	1,042 名

（2）下請取引の適正化に係る通達の発出

平成 28 年 11 月 25 日、下請事業者との十分な協議による適切な対価の決定、年末の金融繁忙期における資金繰りへの配慮など、下請取引の適正化を要請するため、親事業者 33,000 社及び関係業界 650 団体に対して、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で文書を発出した。

また、平成 28 年 12 月 14 日、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通達を改正するとともに、その内容の周知徹底等について平成 28 年 12 月 20 日付けで業界団体（約 870 団体）に、平成 29 年 1 月 6 日付けで親事業者（約 21 万社）に対して要請した。

（3）下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請取引ガイドライン）

下請代金法による取締りにとどまらず、業種横断的な下請代金法のルールを各業種に浸透させ、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要であるとの認識の下、既存の「素形材」、「自動車」、「産業機械・航空機等」、「繊維」、「情報通信機器」、「情報サービス・ソフトウェア」、「広告」、「建設」、「トラック運送」、「建材・住宅設備」、「放送コンテンツ」、「鉄鋼産業」、「化学産業」、「紙・紙加工品産業」、「印刷産業」、「アニメーション制作業」の下請取引ガイドラインは、平成 28 年 12 月の基準改正等を踏まえ、平成 28 年度中に改訂を行った。また、平成 29 年 3 月には新たに、食品関係で初めてとなる食品製造業と小売業のガイドライン（豆腐・油揚製造業）を策定した。

平成 28 年度においても、下請取引ガイドライン説明会（〔表 9〕参照）を行うなど、その普及啓発を行った。

※17 業種の下請取引ガイドラインは以下の URL を参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

[表 9] 業種別の下請取引ガイドライン説明会の開催実績

業 種	開催回数	受講者数	業 種	開催回数	受講者数
素形材	12 回	304 名	トラック運送	6 回	131 名
自動車	8 回	287 名	建材・住宅設備	5 回	145 名
産業機械・航空機等	37 回	1,068 名	放送コンテンツ	9 回	305 名
繊維	2 回	94 名	鉄鋼	3 回	107 名
情報通信機器	6 回	163 名	化学	28 回	695 名
情報サービス・ソフトウェア	13 回	400 名	紙・紙加工品	3 回	71 名
広告	4 回	72 名	印刷	5 回	75 名
建設	17 回	796 名	アニメーション制作	2 回	47 名
			合 計	160 回	4,760 名

4. 取引条件改善に向けた取組

(1) 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議の開催

中小企業・小規模事業者が賃金の引上げを行いやすい環境を作る観点から、平成 27 年 12 月より、官邸に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置し、下請等中小企業の取引条件改善に必要な検討を行った。（平成 28 年度末までに計 11 回開催）

※連絡会議の資料については以下の URL を参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/torihiki_kaizen/

(2) 企業に対する下請取引等の調査・ヒアリング

（調査期間：平成 27 年 12 月～平成 28 年 8 月）

平成 27 年 12 月～平成 28 年 3 月までに、大企業 1 万 5 千社以上に対する書面調査及び中小企業 1 万社程度に対する WEB 調査、下請等中小企業 200 社程度へのヒアリング調査を実施し、下請取引等の実態を把握した。

さらに、平成 28 年 3 月までに実施した上記の調査結果を踏まえて、特に課題の見られる業種(自動車等製造業、建設業、トラック運送業(荷主事業者含む))の大企業 95 社に対し、調達方針や取引適正化の取組についてヒアリングを行った。

(3) 未来志向型の取引慣行に向けて（平成 28 年 9 月 15 日公表）

親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を目的として、「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）を公表した。

未来志向型の取引慣行に向けて		平成28年9月 経済産業省
3つの基本方針		
(1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現する。 (2) 親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。 (3) サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や質上げできる環境の整備に向けた取組を図る。		
3つの重点課題		
本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。		
価格決定方法の適正化	コスト負担の適正化	支払条件の改善
一律〇%減の原価低減を要請される、 労務費上昇分が考慮されない、等	量産終了後に長期間に渡って無償で 金型の保管を押しつけられる、等	手形等で支払いを受ける比率が高い、 割引コストを負担せざるを得ない、等
業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）		
事項	具体的な政策	
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、 金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】	
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) <small>*下請中小企業振興法</small>	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労 務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等)【年内改正】	
下請代金の支払条件の改善 (適達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の 一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等)【年内見直し、約50年ぶり】	
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査 を実施する。【年度内に実施】	
業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）		
(1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全 体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともに、 フォローアップを行う。【年度内に策定】 (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加する。 【年度内に改訂】		

(4) 業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（平成 28 年 12 月 14 日）

①下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（一部改正平成 28 年 12 月 14 日公正取引委員会事務総長通達第 15 号）

公正取引委員会において、「不適正な原価低減活動」や「金型の保管コストの押しつけ」等の違反行為事例を、66 事例から 141 事例に大幅に追加した。

②下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準（平成 28 年 12 月 14 日経済産業省告示第 290 号）

親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行として以下のような内容を追加した。

- (i) 生産性向上等への協力
- (ii) 原価低減要請にかかる合理性の確保
- (iii) 労務費上昇分の取引対価への反映
- (iv) 型の保管・管理の適正化（親事業者の事情により保管を求める場合のコストは負担）
- (v) 業種別下請ガイドラインの遵守、自主行動計画の策定と実行 等

③下請代金の支払手段について（平成 28 年 12 月 14 日 20161207 中第 1 号 公取企第 140 号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長）

以下の事項について、親事業者のうち大企業から率先して取り組んで頂くこととした。

- (i) 下請代金の支払いは可能な限り現金で行う。
- (ii) 手形等による場合は、割引料を下請事業者負担にしないよう、これを勘案した下請代金の額を十分に協議して決定する。
- (iii) 手形サイトは 120 日（繊維業においては 90 日）を超えてはならないことは当然とし

て、将来的に 60 日以内とするよう努める。

(5) 業種別の自主行動計画の策定等

下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともに、フォローアップを行う。平成 29 年 3 月末現在、8 業種 21 団体が策定した。

(6) 取引調査員（下請Gメン）による訪問調査（平成 29 年 1 月～）

経済産業省において、新たに下請Gメンを配置し、年間 2,000 件以上、下請中小企業へのヒアリングを実施することとした。ヒアリングで聞き取った内容については、必要に応じて、秘密保持を前提として、発注側事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を強く促していく。

平成 28 年度における主な指導事例

1. 下請代金の支払遅延（下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
情報サービス業	情報成果物の作成を下請事業者へ委託している A 社は、「月末締め・翌月末日支払い」の支払制度を採用しているにもかかわらず、4 月 1 日に受領したものについて 6 月 30 日に支払っていた。
機械製品卸売業	機械製品の製造を下請事業者へ委託している B 社は、「毎月 15 日締め・翌月 10 日支払い」の支払制度を採用しているが、下請事業者からの請求が遅れたものについては納品日の翌々月 10 日に支払っていた。
道路貨物運送業	運送業務を下請事業者へ委託している C 社は、支払制度が「毎月 20 日締め・翌月末日支払い」になっていたため、毎月 21 日から同月末日の前日まで実施された運送業務については、下請代金の支払日が運送業務の実施日から起算して 60 日を超える制度遅延が生じていた。
道路貨物運送業	運送業務を下請事業者へ委託している D 社は、支払制度を「毎月末日締め・翌々月末日支払い」から「毎月末日締め・翌月末日支払い」に変更したにもかかわらず、旧制度である「翌々月末日払い」で支払いを行っていた。

2. 下請代金の減額（下請代金法第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
プラスチック製品製造業	プラスチック製品の製造を下請事業者へ委託している E 社は、下請事業者との間で製品単価の引下げに合意したが、その合意があった日より前に旧単価で発注していた製品について、新単価を適用して下請代金を支払った。
機械部品卸売業	機械部品の製造を下請事業者へ委託している F 社は、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、「リベート」や「歩引き」の名目で下請代金の額から一定率の金額を控除して支払っていた。
機械部品卸売業	機械部品の製造を下請事業者へ委託している G 社は、手形で支払っていた下請代金を下請事業者の希望により一回だけ現金で支払ったが、その際、短期調達金利相当額を超える額を手形金額から差し引いて支払っていた。
機械製品販売業	機械製品の製造を下請事業者へ委託している H 社は、下請代金の銀行振込手数料を下請事業者が負担する旨を書面で合意していたが、実際に支払った振込手数料の額を上回る額を下請代金から控除していた。

3. 返品（下請代金法第4条第1項第4号）

業種	概要
金属製品販売業	金属製品の製造を下請事業者に委託しているI社は、製品の受入検査を自社で行っておらず、また、下請事業者への文書による委任もしていなかったにもかかわらず、一旦受領した製品を返品していた。

4. 購入強制（下請代金法第4条第1項第6号）

業種	概要
食品販売業	食料品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、指定伝票を製造原価を大幅に上回る価格で下請事業者を購入させていた。

5. 有償支給材料等の対価の早期決済（下請代金法第4条第2項第1号）

業種	概要
機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているK社は、製造に必要な材料を下請事業者の有償で支給していたが、製品の納期より前に材料の対価を支払わせていた。

6. 割引困難な手形の交付（下請代金法第4条第2項第2号）

業種	概要
繊維製品製造業	繊維製品の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請代金の支払いとして、交付日から満期日までの期間が105日の手形を交付していた。
機械器具製造業	機械製品の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請代金の支払いとして、交付日から満期日までの期間が150日の手形を交付していた。

下請代金法の概要

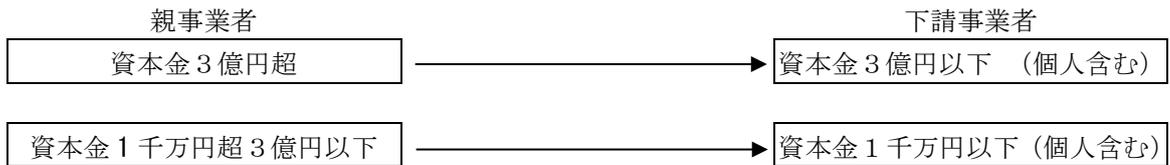
本法の概要

下請代金法は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易・迅速に処理することを目的とする特別法として、昭和31年に制定された。

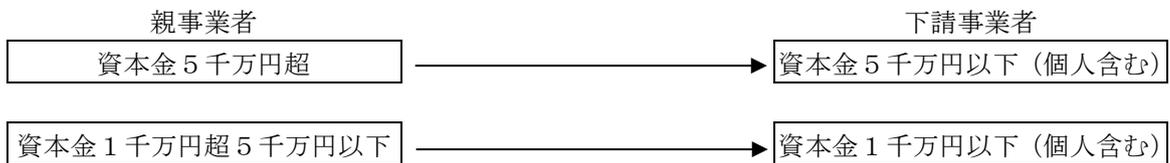
(1) 目的 (第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

① 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管等



② 情報成果物作成・役務提供委託 (①を除く。)



(3) 親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条) 及び禁止行為 (第4条第1項、第2項) 並びに調査権 (第9条) 及び排除措置 (第7条)

① 義務

- ア 注文書の交付義務 (第3条)
- イ 書類作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
(給付を受領した日から60日の期間内)
- エ 遅延利息支払義務 (第4条の2)

② 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止 (第4条第2項第4号)

